

外国人への生活保護制度の法的根拠の明確化及び相互主義の導入を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年3月5日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	遠 藤 英 樹 (政 策 T O D A)
賛成者	〃	河合 ゆうすけ (保 守 の 会)
〃	〃	小 山 大 輔 (政 策 T O D A)
〃	〃	古屋 としみつ (政 策 T O D A)
〃	〃	そごう 拓 也 (政 策 T O D A)
〃	〃	細 田 昌 孝 (政 策 T O D A)
〃	〃	浅 生 和 英 (戸 田 の 会)
〃	〃	酒井 いくろう (戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明 (平 政 会)

## 議員提出議案第 1 号

外国人への生活保護制度の法的根拠の明確化及び相互主義の導入を求める意見書

今日、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどり、地域社会においても重要な構成員として位置付けられている。他方、生活に困窮する外国人に対する公的扶助については、生活保護法が「日本国民」を対象として規定しているため、外国人については法令上の明確な位置付けがないまま、1954 年(昭和 29 年)の旧厚生省社会局長通知に基づき、行政措置として生活保護制度に準じた取扱いが行われてきたという経緯がある。

その後の裁判例においても、永住者を含む外国人は生活保護法上の受給権者ではなく、あくまで行政裁量に基づく保護の対象にとどまるとの判断が示されており、現行の運用は、憲法が保障する生存権の理念や、我が国が加入する国際人権条約等との関係においても、法的安定性や透明性を欠くとの指摘がなされている。

さらに、生活保護に準じた行政措置は全国一律の法律に基づく制度ではなく、通知や運用基準に依拠しているため、自治体間での運用差や、住民の理解の得にくさにもつながっている。

真に公正かつ持続可能な制度とするためには、外国人に対する公的扶助の範囲・要件等について、国会において正面から議論し、その法的根拠と内容を明確化することが不可欠である。

加えて、他国において自国民がどのような公的扶助を受け得るかという観点、すなわち相互主義の観点を制度設計に適切に反映させることも、公平性・国民理解の確保のために重要である。

具体的には、我が国が当該相手国に自国民に対する最低限度の生活保障を提供していない場合、あるいは相手国に我が国民に対する同様の生活保護制度が存在しない場合には、原則として当該国民に対する我が国の生活保護制度の適用対象から除外し得る旨を、法令上明確に位置付けることが検討されるべきである。

ただし、その際には、人道上の観点から特段の配慮を要する事案や、条約・協定に基づく特別の取扱いを要する場合を適切に考慮する必要がある。

さらに、上記のような相互主義及び法的根拠の明確化について、国会において必要な法制化が図られないまま、通知等に依拠した行政措置としての運用を漫然と継続することは、法治主義及び財政民主主義の観点から看過し得ない問題である。

外国人に対する生活保護に準じた保護を今後も継続して行うのであれば、その範囲、要件及び財政負担の在り方を含め、法律に基づく明確な制度として位置付けるべきで

あり、そのような法制化が行われない場合には、原則として外国人を生活保護制度の対象とすることは適当ではないと言わざるを得ない。

なお、その場合においては、真に人道上の緊急性が高い事案等に限定した別個の制度の検討など、透明性と説明責任を伴う枠組みの構築が求められる。

よって、国においては、次の事項について速やかに検討・措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

1. 一部の永住者等に対する生活保護に準じた行政措置が、1954年の旧厚生省通知を根拠として運用されている現状を踏まえ、外国人に対する公的扶助の在り方について、生活保護法を含む関係法令の見直しを行い、その法的根拠及び適用対象を明確にすること。
2. 外国人に対する公的扶助の対象範囲、受給要件、給付内容等について、自治体間の運用差が生じないように、法律及び政省令等により統一的な基準を整備するとともに、その趣旨や内容を国民及び自治体に分かりやすく周知すること。
3. 憲法及び国際人権条約等が掲げる人権保障の理念を踏まえつつ、我が国の財政状況や社会保障制度全体との整合性を図りながら、外国人に対する公的扶助制度の持続可能性と公平性を確保すること。
4. 外国人への公的扶助制度の設計に当たっては、相手国において我が国民が実際に享受し得る公的扶助の水準・内容を十分に調査・把握した上で、相互主義の観点を取り入れ、我が国民と当該国民との間の取扱いの均衡を図ること。
5. 特に、相手国において我が国民に対する生活保護に相当する制度が存在しない場合、又は最低限度の生活保障がほとんど行われていない場合には、原則として当該国民を我が国の生活保護制度の適用対象外とし得る旨を法律上明記するとともに、人道上やむを得ない事例、条約上の義務を負う事例等については、個別に救済し得る例外規定を設けること。
6. 上記1～5の趣旨を踏まえ、外国人に対する生活保護に準じた行政措置を今後も継続するのであれば、その内容を生活保護法、その他の法律上に適切に位置付けるなど、速やかに必要な法制化を行うこと。

もし、国会において係る法制化が行われず、現行のように行政通知を根拠とする暫定的運用にとどめるのであれば、原則として外国人を生活保護制度の対象としない方向で制度を見直すとともに、人道上の観点等から特に保護を要する者に

については、別途その趣旨・範囲を明確にした制度を創設すること。

7. 上記の法整備を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分に聴取するとともに、実務における運用状況を踏まえた具体的・実務的な制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年3月11日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、法務大臣、日本成長戦略担当大臣、地域未来戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融、消費者及び食品安全、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、防災、クールジャパン戦略、地方創生）、国家公安委員会委員長、デジタル大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 様

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年3月11日

戸田市議会議長 三輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	本 田 哲	(日本共産党戸田市議団)
賛成者	〃	花 井 あきこ	(日本共産党戸田市議団)
	〃	むとう 葉 子	(日本共産党戸田市議団)

## 議員提出議案第 2 号

### アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議

アメリカとイスラエルは 2 月 28 日、イランに対する大規模な攻撃を開始しました。これは国連憲章と国際法をじゅうりんする無法な先制攻撃であり、断固抗議します。グテーレス国連事務総長はじめ、世界中から批判の声が起こっております。きわめて重大なことは、アメリカ・トランプ大統領（以下、トランプ大統領）が、イラン政権を「巨大なテロ組織」と決めつけ、「大規模かつ継続的な作戦」を実施することで、体制転覆を公然と呼びかけていることです。

いかなる理由があつたとしても、武力による一方的な攻撃で、独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は、トランプ大統領に与えられておりません。その体制転覆を目的として、「大規模かつ継続的」な攻撃を行うならば、中東及び世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは必至であります。

また、この度の軍事攻撃により双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子供を含む多くの市民が犠牲になっております。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなければなりません。

よって戸田市議会は、アメリカ政府・イスラエル政府に対し抗議し、直ちに攻撃を中止し、交渉による平和的解決に立ち戻るよう、強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

埼玉県戸田市議会